

令和8年度 年度更新のしおり

事務組合委託事業場の皆様へ

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を単位として計算されることとなっており、その額は原則としてすべての労働者に支払われる賃金の総額にその事業に定められた保険料を乗じて計算されます。

労働保険の保険料は、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度確定精算することになります。したがって、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。これが、年度更新の手続きです。

労働保険料を納付する義務は、事業主が負うこととなりますが、事務組合に委託している事業主の皆様については、事務組合がとりまとめて納付することになっています。

このため、事務組合が「賃金等の報告」を受けて保険料を算定し、納入通知書により納入を依頼しますので、事務組合が指定する納付期限までに納入してください。

法定納期限を過ぎますと、年9.1%の延滞金が課せられることとなります。

なお、このしおりは、年度更新手続きの基本的な内容を記載しておりますので、判断の難しいものについては、労働保険事務組合にご相談ください。

また、法改正等により、「内容」及び「記載例の書式」が変更となる場合がありますのでご注意ください。

年度更新事務が円滑に進められるよう事業主皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

『賃金等の報告』は 月 日までに

労働保険
事務組合

にご提出ください。

静岡労働局労働保険徴収課

1、労働保険料の正しい算定

労働保険料を正しく計算していただくためには、次のことに注意して算定の対象となる被保険者の賃金を調べていただくことが最も大切なことです。

※ 算定基礎調査等により、申告した確定保険料の記載に誤りがあることが判明し、納付した労働保険料の額が政府の決定した労働保険料の額に足りないときには、その不足額とその納付すべき額に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収することとなります。

(1) 労働者と被保険者の確認

労災保険と雇用保険では、適用労働者の範囲が違いますので、下記にご留意のうえ、正しい取扱いをお願いします。ご不明の点は委託されている労働保険事務組合へお問い合わせください。

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であり ②31日以上雇用見込がある場合には原則被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用されるものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4カ月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○昼間学生</p>
法人役員(取締役)の取扱い	<p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有すると認められる者は、「労働者」として取扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取扱い、原則として被保険者となりません。</p> <p>○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取扱います。</p> <p>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること	①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③事業主と地位を一にする地位(役員等)にないこと
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合は該当しません)。
2つ以上の適用事業主に雇用される者	すべて「労働者」として対象となります。	1つの雇用関係のみ認められ、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。(注3)
季節的労働者(出稼労働者)	すべて「労働者」として対象となります。	雇用期間が4カ月を超える者は被保険者となります。
昼間学生	すべて「労働者」として対象となります。	卒業見込証明書を有する者で卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務することが予定され、通常の労働者と同様に勤務することが認められる者(休学中の者も含む)は被保険者となります。 なお、通信教育、夜間、定時制の学生は被保険者となります。
外国人労働者	原則として、労働基準法等関係法令が適用されるものが「労働者」として対象となります。	日本国に在住し、適法に就労する外国人は、外国公務員及び外国の失業保障制度の適用を受けていることが立証されたものを除き、国籍(無国籍を含む)のいかんを問わず被保険者となります。

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の殆ど全てを行う権限)。

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、対償として賃金を得ている関係。

(注3) マルチジョブホルダー制を選択した場合は、2つ以上の事業所において被保険者となります。

(2) 賃金とするもの、しないもの

賃金とは、賃金、手当、賞与その他名称のいかんを問わず労働の対象として事業主が労働者(被保険者)に支払ったすべてのものをいいます。

扶養手当、子供手当、家族手当	出張旅費、宿泊費
技能手当、教育手当	工具手当、寝具手当
寒冷地手当、地方手当、単身赴任手当	休業補償費(労働基準法第76条)
精勤手当、皆勤手当	傷病手当金(健康保険法第99条)
住宅手当、物価手当	解雇予告手当
休業手当(労働基準法第26条)	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金(持株奨励金等)
宿直手当、日直手当	持家奨励金
雇用保険料、社会保険料 (労働者負担分を事業主が負担する場合)	会社が全額負担する生命保険の掛け金
昇給差額 (在職中に支払いが確定した離職後支給分を含む)	

2、保険料の負担

(1) 労災保険分

事業の種類により賃金総額の 2.5/1000 から 88/1000 までに分けられています。

(令和 6 年 4 月 1 日以降)

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率 (×1/1000)	事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率 (×1/1000)
林業	02	木材伐採業	52	製造業	53	鋳物業	16
	03	その他の林業			54	金属製品製造業又は金属加工業(63・55 の事業を除く)	9
漁業	11	海面漁業(12の事業を除く)	18		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製 造業(55の事業を除く)	6.5
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37		55	めっき業	6.5
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(23の事業を除 く)又は石炭鉱業	88		56	機械器具製造業(57・58・59・60の事 業を除く)	5
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13		57	電気機械器具製造業	3
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5		58	輸送用機械器具製造業(59の事業を除く)	4
	25	採石業	37		59	船舶製造又は修理業	23
	26	その他の鉱業	26		60	計量器、光学機械、時計等製造業(57 の事業を除く)	2.5
建設 事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34		64	貴金属製品、装身用、皮革製品等製造業	3.5
	32	道路新設事業	11	61	その他の製造業	6	
	33	舗装工事業	9	71	交通運輸事業	4	
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	72	貨物取扱事業(73の事業を除く)	8.5	
	35	建築事業(38の事業を除く)	9.5	73	港湾貨物取扱事業(74の事業を除く)	9	
	38	既設建築物設備工事業	12	74	港湾荷役業	12	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	運輸業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
37	その他の建設事業	15	95		農業又は海面漁業以外の漁業	13	
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を含む)	5.5	その他 の事業	91	清掃・火葬又はと畜の事業	13
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4		93	ビルメンテナンス業	6
	44	木材又は木製品製造業	13		96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の 事業又はゴルフ場の事業	6.5
	45	パルプ又は紙製造業	7		97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	46	印刷又は製本業	3.5		98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	47	化学工業	4.5		99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6		94	その他の各種事業	3
	66	コンクリート製造業	13		90	船舶所有者の事業	42
	62	陶磁器製品製造業	17				
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23				
	50	金属精錬業(51の事業を除く)	6.5				
51	非鉄金属精錬業	7					
52	金属材料品製造業(53の事業を除く)	5					

○建設事業の労災保険料は令和 7 年度に事業(工事)が終了したものの請負金額に下記労務費率を乗じた額に労災保険料を乗じて算出してください。

労務費率表

(令和 6 年 4 月 1 日以降)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	19%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	23%
	既設建築物設備工事業	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	38%
	組立て又は取り付けに関するもの	
	その他のもの	21%
その他の建設事業	23%	

○海外派遣者の労災保険料(第三種特別加入保険料)は、まず申請した基礎日額(3,500 円から 25,000 円)に 365 を乗じた額(賃金総額)を求めてください。

その後、当該賃金総額に 3/1000 を乗じ、保険料額を算出してください。

(2) 雇用保険分

雇用保険料は事業主と被保険者双方の負担となります。負担の割合は次のとおりです。

雇用保険率表

区分 事業	令和4年4月1日から		令和4年10月1日から		令和5年4月1日から		令和7年4月1日から	
	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分
		被保険者負担分		被保険者負担分		被保険者負担分		被保険者負担分
一般の事業	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{14.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$
		$\frac{3}{1000}$		$\frac{5}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{5.5}{1000}$
農林水産 清酒製造の事業	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$		$\frac{6.5}{1000}$
建設の事業	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{11}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$		$\frac{6.5}{1000}$

3、石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について

「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

(1) 対象 労災保険適用事業場の全事業主が対象です

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は対象外です。

(2) 納付方法 労働保険料と併せて申告・納付します

(納付時期)

①労働保険の年度更新手続時

②事業終了(廃止)時

※一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。

延納(分割納付)はできません。

(3) 料率 一般拠出金は 1000 分の 0.02 です

業種を問わず、料率は一律 1000 分の 0.02 です。メリット対象事業場についても、一般拠出金にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 一括有期事業

令和8年度の年度更新(確定保険料)では、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに終了した工事が対象となります。

4、中小事業主等（第1種）の労災保険特別加入制度について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

(1) 特別加入者の範囲について

第1種特別加入に係る中小事業主とは、下表に示す人数以下の労働者を常時雇用する事業主（事業主が法人その他の団体である場合はその代表者）及び労働者以外で当該事業に従事する方（事業主の家族従事者や中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）をいいます。

業種	労働者数
金融業・保険業 不動産業・小売業	50人
卸売業・サービス業	100人
上記以外の業種	300人

これは、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託できる範囲と同様です。

なお、継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

(2) 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等のうち、下記に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」に応じて、それぞれの従事期間以上、当該業務を行ったことがある場合については、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に先の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務※1	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6カ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務※2	6カ月	有機溶剤中毒健康診断

※1 平成24年4月1日より「金属アーク溶接する作業」が屋内外を問わず「粉じん作業」になりました（施行日前の屋外作業については、特定作業の期間に算定しません）。

※2 作業場の屋内外を問わず、健康診断が必要です。

(3) 給付基礎額・保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業(補償)等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業(補償)等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

保険料の例

・給付基礎日額 25,000 円

・建設事業(既設建設物設備工事業)の場合 保険料率 12/1000

年間保険料は $9,125,000 \times 12/1000 = 109,500$ (円) となります。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	特例による1/12の額 C=B÷12
25,000円	9,125,000円	760,417
24,000円	8,760,000円	730,000
22,000円	8,030,000円	669,167
20,000円	7,300,000円	608,334
18,000円	6,570,000円	547,500
16,000円	5,840,000円	486,667
14,000円	5,110,000円	425,834
12,000円	4,380,000円	365,000
10,000円	3,650,000円	304,167
9,000円	3,285,000円	273,750
8,000円	2,920,000円	243,334
7,000円	2,555,000円	212,917
6,000円	2,190,000円	182,500
5,000円	1,825,000円	152,084
4,000円	1,460,000円	121,667
3,500円	1,277,500円	106,459

給付基礎日額は以下のいずれかの方法で変更が可能です。

①前年度中(3月2日～3月31日)に「給付基礎日額変更申請書」を監督署に提出

②年度更新期間中(6月1日～7月10日)に「保険料申告書内訳」により変更

注意!

給付基礎日額の変更申請前に労働災害が発生している場合は、②による方法は認められませんので、変更を検討している方は①の手続きをお勧めします。